

諏訪市見守りネットワーク事業 ガイドライン

～誰もが元気に安心して暮らせるまちづくり～



諏訪市健康福祉部生活相談課
(諏訪市地域包括支援センター)

令和8年4月

諏訪市見守りネットワーク事業



1. 見守りの必要性(現状)

急速な少子高齢化が進み、2025年(令和7)年4月1日現在、諏訪市の高齢化率は31.8%、およそ3人に1人が高齢者となっています。

高齢者人口の増加に伴い、高齢単身者や高齢夫婦世帯の増加とともに、認知症高齢者もさらに増加が見込まれます。近年ではひとり歩きにより行方不明になる高齢者が増えてきています。

また、高齢者は虐待や消費者トラブルの被害にあうことも多く、高齢者に関わる様々な問題が生じ、複雑化している現状があります。

諏訪市では、民生児童委員、新聞販売店、諏訪市社会福祉協議会、警察署と連携をした見守り活動を実施していますが、今後さらに地域全体での見守りや支え合いが不可欠になってきます。高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるように、さらなる重層的な見守りの体制の構築や強化が必要となっています。

❖ 諏訪市における主な見守り事業 ❖

1人暮らし高齢者・1人暮らし障がい者見守り協力員事業	社会福祉協議会において、ひとり暮らし高齢者等を日頃の生活の中で見守る協力員を配置
要援護者台帳・一人暮らし台帳の整備	民生児童委員の協力により、援護が必要な高齢者の実態把握と情報提供
安心カード	高齢者一人暮らし世帯を対象に配布。緊急時・災害時見守り等を行う一助として活用。
「食」の自立支援事業 ぬくもり配食サービス	弁当宅配時に配食サービス事業者による安否確認
緊急通報システム設置運営事業	ひとり暮らし高齢者等が、緊急時に24時間体制のセンターへ通報することによる、見守りサービス
見守りネットワーク事業	警察署・民間事業所の連携による、日常の見守りや行方不明者高齢者の早期発見・保護
認知症高齢者等見守りシール交付事業	認知症により行方不明になる心配のある高齢者にQRコード付きのシールを交付し、行方不明時の早期発見・保護に活用
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営事業	高齢者の虐待を早期に発見し未然に防止するネットワーク

2. 諏訪市見守りネットワーク事業とは

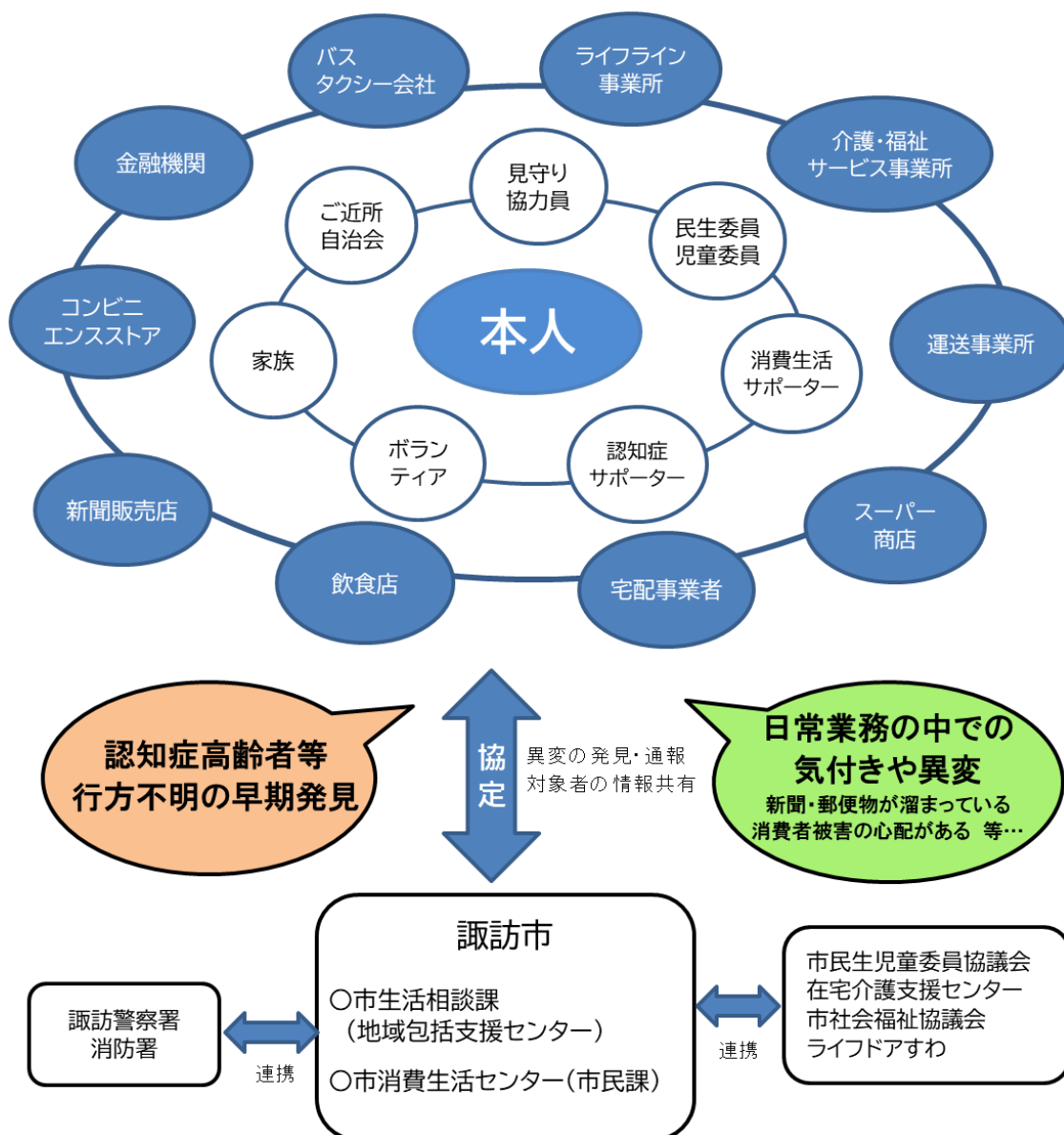
諏訪市では令和3年4月より、諏訪市見守りネットワーク事業を開始しています。協力していただける事業所と協定を締結し、高齢者を見守る体制を強化します。

- ① 高齢者宅などの訪問や地域を巡回する機会が多い民間事業所と連携し、地域全体で高齢者を見守る体制を強化します。

見守りの担い手となっただけの皆さんが、日頃の業務の中で高齢者をさりげなく見守り、異変に気付いたときには、諏訪市役所（諏訪市地域包括支援センター・消費生活センター）や警察署・消防署へ連絡をしていただくことで、早期発見の対応と適切な支援につながります。

- ② 認知症により行方不明になる心配がある高齢者について家族等が事前に登録。その情報を警察署と市で共有することで早期発見と保護、家族の負担軽減を図ります。また、見守りネットワークを活用した搜索活動を行います。

見守りネットワークイメージ図



諏訪市見守りネットワーク事業 フロー図
《在宅等での異変発見時》

協力事業所

《異変・気づきの例》

- 新聞・郵便物が溜まっている
- 話がかみ合わなくなった、同じ話を何度もするようになった
- 家の中で人が倒れているのが見えた
- 最近知らない人や車が入り出している・・・など

異変の発見 情報提供

相談・通報

【平日 8時30分～17時15分】

《高齢者の異変に関すること》

○諏訪市役所 生活相談課
(諏訪市地域包括支援センター)
52-4141 内線 296.297.298
※休日・夜間は宿直室から担当につながります

《消費者被害に関すること》

○市民課 消費生活センター
直通 52-8199 (平日のみ)

《緊急時》

諏訪警察署
(57-0110 または 110番)
諏訪広域消防署(119番)

必要に応じて
情報共有
連携

情報共有・連携

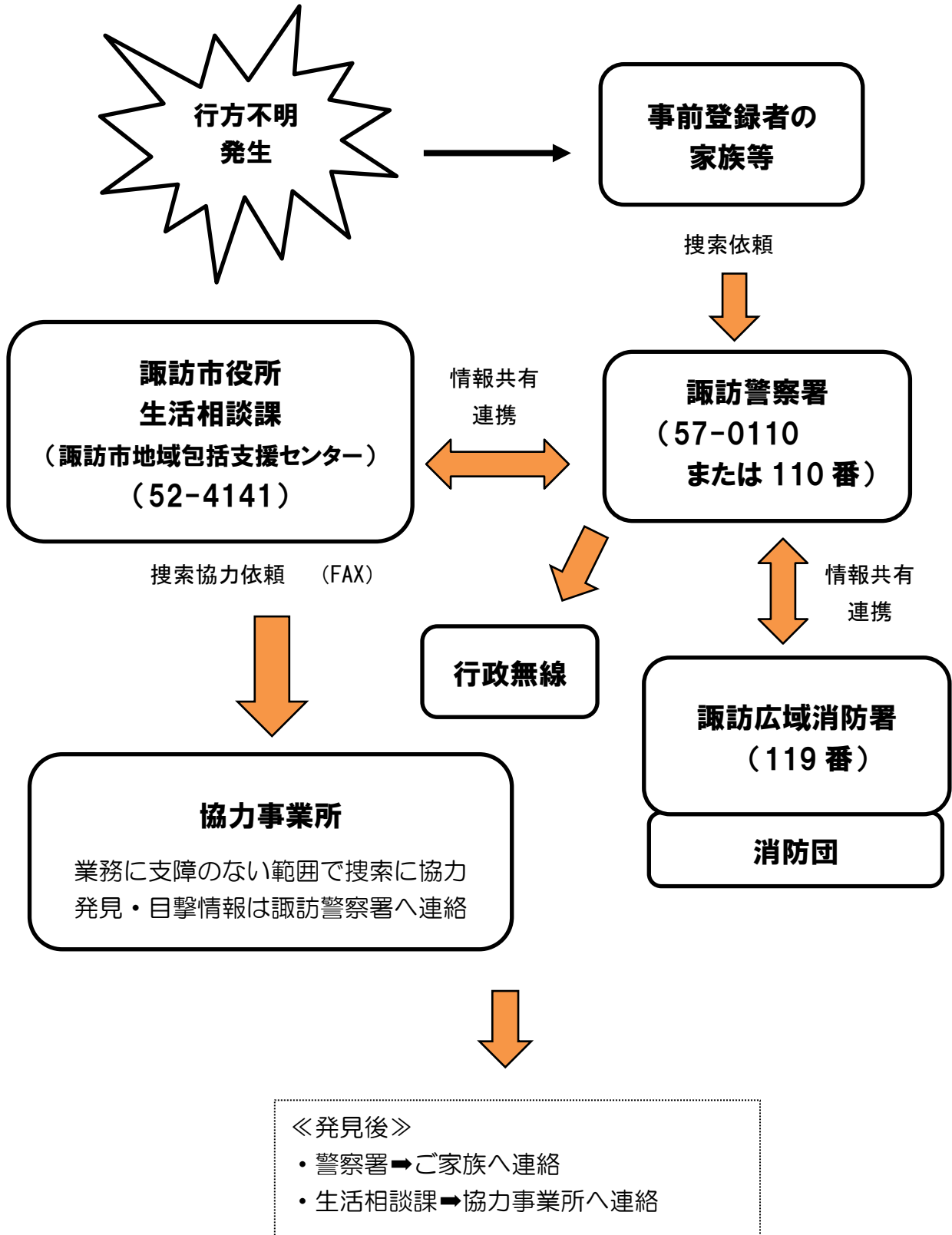
- ・民生児童委員
- ・市社会福祉協議会
- ・見守り協力員
- ・ケアマネジャー
- ・医療機関 等

本人・家族への
安否確認や支援

《確認後》

通報・情報提供のあった事業所および
関係者へ確認の結果を報告・共有

《認知症高齢者 行方不明発生(検索)時》



3. 協力事業所の皆様にお願ひしたい見守りの内容について

(1) 見守りで異変に気付いたときの対応

協力事業所等が通常の業務の中で異変等を発見した場合は、市または警察署、消防署へ連絡をお願いします。

《市に対して連絡をお願いする場合》

協力事業者	連絡・通報をお願いする場合
独自の安否確認サービスがある事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の制度によっても、なお、本人の安否が確認できない場合 ・安否確認の制度に登録のない世帯について、通常の業務の中で異変を感じた場合
独自の安否確認サービスがない事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の業務の中で異変を感じた場合
各事業所共通	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、支援が必要と感じた場合 ・人が倒れている等、明らかに緊急事態である場合には、声かけなど必要な措置をとっていただくとともに、警察署や消防署への通報をお願いします。

❁個人情報取り扱いについて

個人情報保護法では「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は個人情報の目的外利用ができるものとされています。異変を察知した際の通報や情報提供はこれに該当します。また、通報いただいた方の個人情報は守られますので安心してご連絡ください。

(2) 連絡先・通報先について

連絡・通報の際は、**①氏名 ②住所 ③異変等の状況**をお伝えください。緊急時の場合もあわてずゆっくりお話しください。

平日（8：30～17：15）			
諏訪市役所	高齢者等に関する異変等	消費者被害に関すること	
	生活相談課（諏訪市地域包括支援センター） ☎ 52-4141（内線 296・297・298） ※休日・夜間は宿直室から担当につながります	消費生活センター ☎ 52-8199 ※平日のみ	
緊急時			
諏訪警察署	☎ 57-0110 または 110 番	諏訪広域消防署	119番

❁通報者への配慮

協力事業所の通報に誤りがあった場合、または通報を行うことができなかった場合であっても、高齢者等に生じた問題について、その責任を問われません。

(3) 見守りで気に掛けていただきたい視点

以下は、現場の状況から異常発生が考えられるケースの例示です。
必ずしもこれに該当すれば異常事態であるというわけではありませんが、
気になる様子や心配な様子があれば市へご連絡ください。

外観からの気付き

- 郵便受けに郵便物や新聞が数日分溜まっている
- 雨戸やカーテンが何日も前からずっと閉まったままである
- 玄関や室内の電灯が点いた状態、または消えた状態が何日も続いている
- 同じ洗濯物が何日も干されている
- 頻繁に泣き叫んでいる、怒鳴り声が聞こえる
- 最近知らない人や車が入り出している



対面での気付き

- 顔色が悪い、具合が悪そうに見える
- 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着ている
- 話がかみ合わなくなった、同じ話を何度もするようになった
- お店などで勘定ができない、同じものを大量購入している
- 子育てや家族の介護等で、疲れている様子がある
- 身体（顔や手足など）にあざがある、あざがあるが話したからない
- 見慣れない商品がある、頻繁に荷物が届く
- 契約書・請求書があり支払いに困っている様子が見られる



(4) 行方不明者捜索への協力

認知症等による行方不明が発生した場合には、市から協力事所所へ捜索を依頼します。行方不明者と思われる人を発見した場合は、警察署に通報をお願いします。

<諏訪市認知症高齢者等見守りシール交付事業>

高齢者が身に付けているラベルシールのQRコードを発見者が読み取るだけで、ご家族に通知メールが届き、伝言板を通してやりとりができます。

QRコードのシールを身につけた方を見かけたら…

1. まずはご本人の正面から優しく声をかけてください。
2. スマートフォンなどでQRコードを読み取ってください。
3. 表示されたご本人情報を確認してください。
4. 可能であれば伝言板に現在地などを入力してください。

※発見者のみでの対応が不安なとき、困難なときは、生活相談課（諏訪市地域包括支援センター）へご連絡ください。

シール見本（原寸大）



(5) 連絡・通報後の対応について

○連絡・通報があった世帯に対し、必要に応じて、諏訪市地域包括支援センターや在宅介護支援センター、または民生児童委員等による訪問や見守り活動に繋がります。

○通報があった事例については、諏訪市見守りネットワークの会議等において情報を共有するとともに、必要に応じて通報体制の見直し等を行います。

(6) その他

○従業員の方々への周知

協力事業所の事業主の皆様におかれましては、従業員の方々に本事業の趣旨を説明いただき、見守り活動への協力が円滑に実施できるよう周知をお願いします。

○諏訪市防災メールの活用

諏訪市防災行政無線では、認知症等による行方不明者に関する情報が発信されます。防災メール配信サービスも行っておりますので、ぜひ、従業員の方々に防災メールサービスの登録をおすすめください。業務に支障のない範囲で、周囲の検索等にご協力をお願いします。

登録用 QR コード



○諏訪市見守りネットワーク会議への参加

見守りネットワークの円滑な運用と連携を図るため、必要に応じて見守りネットワーク会議を開催します。協力事業所の皆様のご参加をお願いします。

○認知症サポーター養成講座の受講

“認知症サポーター”は、認知症を正しく理解してもらい、認知症の方や家族を温かく見守る応援者です。諏訪市社会福祉協議会では、認知症サポーター養成講座を行っています。講座の開催、申込等に関するご相談は下記までお願いします。

《連絡先》

諏訪市社会福祉協議会 Tel 52-2508 FAX 57-1231

✳jimukyoku@suwacity-shakyo.or.jp

【お問い合わせ先】諏訪市役所

○生活相談課（地域包括支援センター）

電話 52-4141（内線）296・297・298

FAX 53-6073

○市民課（消費生活センター） 直通 52-8199（平日のみ）